令和４年度福島県廃棄物削減等モデル事業（棚倉町、楢葉町）委託業務

一 般 競 争 入 札

入 札 説 明 書

令和４年８月

福島県生活環境部一般廃棄物課

この入札説明書は、令和４年度福島県廃棄物削減等モデル事業（棚倉町、楢葉町）委託業務について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）及び福島県財務規則（昭和３９年福島県規則第１７号。以下「財務規則」という。）に基づき、入札に参加する者（以下、「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）

福島県知事　内堀　雅雄

２　入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和４年度福島県廃棄物削減等モデル事業（棚倉町、楢葉町）委託業務　一式

(2) 調査案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和５年３月３１日（金）

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から施行令第１６７条の４第２項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続き開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を、５(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求めることがある。

ア　一般競争入札参加資格等確認申請書（様式１）

イ　会社概要（任意様式）

ウ　返信用封筒（長形３号封筒に８４円切手を貼ったもの）

(2) 前項の書類は、令和４年８月８日（月）から令和４年８月１８日（木）まで（持参する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

に提出すること。

ただし、郵送による場合は、令和４年８月１８日（木）午後５時１５分まで必着とする。

なお、提出期限までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する者に必要な資格を与えないので、十分に注意すること。

(3) 入札参加資格審査結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式３）により、令和４年８月１９日（金）以降、入札者に対して通知する。

５　入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号　９６０－８６７０
住　　所　福島県福島市杉妻町２番１６号　福島県庁西庁舎１０階
　　福島県生活環境部一般廃棄物課　あて
電　　話　０２４－５２１－７２４９
ＦＡＸ　０２４－５２１－７９８４
電子メールアドレス　　itupan@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和４年８月８日（月）から令和４年８月１８日（木）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く。）の午前８時３０分から午後５時１５分まで。

郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格Ａ列４番の大きさの用紙２０枚程度が入る大きさで、２１０円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、５(1)に掲げる場所まで請求すること。

なお､福島県生活環境部ホームページからダウンロードして入手することができる。
(http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005a/nyu-satsu.html)

６　入札書の提出方法等

(1) 入札書の作成方法

入札書は、以下の方法により作成しなければならない。なお、入札書の参考様式は様式４のとおり。

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ　委託業務名を記載すること。

エ　記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

オ　代理人をして入札書を提出する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称、

代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、代理人をして入札書を提出する場合は、委任状（様式５）を併せて提出すること。

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は、郵便にすることとし、入札に参加する者は、入札書を以下の方法により５(1)に掲げる場所に郵送しなければならない。

ア　入札書の郵送は、一般書留又は簡易書留により行うこと。

イ　封筒は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。

ウ　中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、委託業務名を記載すること。

エ　外封筒には、入札書を封入した中封筒及び委任状がある場合は委任状を入れ、封筒の表に、会社名、担当者及び担当者連絡先（電話番号・ファクシミリの番号）を記載すること。

オ　一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(3) 入札書の提出期限

令和４年８月２５日（木）午後５時１５分までに必着とする。

７　入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、６(3)に掲げる日時までに入札金額の１００分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を８に掲げる日時までに、５(1)に掲げる場所まで提出すること。

(4) 財務規則第２４９条第１項各号（別記１）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式６）、業務実績証明書（様式７）、業務実績証明願（様式８）により、４(2)に掲げる期日までに５(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、６(3)に掲げる日時までに５(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

８　開札の日時及び場所

令和４年８月２６日（金）午後１時３０分

福島県庁西庁舎（福島市杉妻町２番１６号）１０階　生活環境部会議室

９　開札方法

(1) 開札は、８で指定する日時及び場所において、公開で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。入札者は、傍聴人として出席することができる。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、郵便による再度入札を行う。再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

10　入札心得

(1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式９）により説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式１０）により回答するとともに、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、福島県生活環境部ホームページに掲載して、他の入札参加希望者にも周知する。

受付期間　　令和４年８月８日（月）から令和４年８月１８日（木）まで
（持参する場合は土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

受付方法　　郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所　　５(1)に掲げる場所

(2) 入札者及び代理人は、本入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。

(3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

11　入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12　入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) ３に示す入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 記名、押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができな

い入札又は後発の入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

(9) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

13　落札者の決定方法に関する事項

(1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 最低価格入札をした者が２人以上あるときは、別紙に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

(3) 落札者に対しては、開札後速やかに電話等確実な方法により通知する。

落札しなかった者に対しては特に通知は行わないが、電話等により問い合わせがあれば、口頭により回答する。

(4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約を行うことができる。

14　契約保証金に関する事項

(1) 落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納める、又はその納付に代えて担保として財務規則第１６９条第１項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則２２９条第１項各号（別記２）いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

15　契約書の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札の決定から７日以内に契約の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第２３４条第５項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、15(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16　契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17　その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 入札から落札者の決定までに入札者が３に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者としない。

(4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア　本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ　第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ　第三者への本説明書複写物の配布

別紙

郵便入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、最低価格の入札が複数あった場合は、以下の方法により落札者を決定する。

１　入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（０００～９９９）を記入する。

なお、記入がない場合などは、本入札にあたって作成する入札参加者名簿において当該入札者に付された番号が記載されたものとみなす。入札参加者名簿は、入札参加資格を有することが確認された者を、資格確認申請時の受付順に並べて作成するものとする。

２　くじの手順

(1) 同額入札を行った者に、名簿番号の小さい者から順にくじ番号（０、１、２…）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

(例) 入札参加者３名が同額入札の場合

(1) 入札参加者名簿の番号が小さい者から順に、くじ番号を付与する。

㈱Ａ（名簿番号００１）…… くじ番号０

㈱Ｂ（名簿番号００５）…… くじ番号１

㈱Ｃ（名簿番号０１０）…… くじ番号２

(2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

㈱Ａ　くじの数　１２３

㈱Ｂ　くじの数　０７２

㈱Ｃ　くじの数　４５２

くじの数の合計　１２３＋０７２＋４５２＝６４７

余り　６４７÷３＝２１５…余り２

(3) 落札者の決定

落札者は、余りの「２」と一致するくじ番号である「㈱Ｃ」

別記１

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第２４９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二　一般競争入札に参加する資格を有し、過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三、四　（略）

２　（略）

別記２

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第２２９条　前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一　契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第２項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

四　過去２年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第９号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十八まで（略）

２　（略）